

## ☘ 情報公開

☎ 総務課

### ■情報公開制度

公正で透明な市政を推進するため、市民の皆さんなどからの求めに応じて、市の保有している情報（公文書）について、市民の知る権利を開示請求権として具体的に保障する制度です。市民に限らずだれでも請求できます。

### ■開示の対象となる情報

実施機関の職員が職務上作成したり集めたりした文書、図画、写真、磁気テープなどで、実施機関が管理しているものです（決裁手続きの終了しているもの）。  
実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および議会をいいます。

### ■開示できない情報

市が持っている情報ならすべて開示できるものではありません。次のような情報は、開示することができません。

- ①ほかの法令または条例の定めるところにより開示してはならない情報
- ②個人に関する情報
- ③法人などの正当な利益を害するおそれがある情報
- ④開示することで、犯罪の予防や捜査、警備そのほか公共安全と秩序の維持に支障をおよぼすおそれがある情報
- ⑤開示することにより、国などとの協力関係または信頼関係が損なわれるおそれがある情報
- ⑥市の機関内部または市と国などとの間における審議、検討などに関する情報であって、開示することで意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれなどがある情報

## ☘ 個人情報保護

☎ 総務課

### ■個人情報保護制度

市が管理している個人に関する情報の適正な取り扱いを定め保護するとともに、自ら自己の個人情報の閲覧などが請求できる権利を保障することにより、公正で開かれた市政を推進することを目的としています。

### ■個人情報とは

市が管理している個人に関する情報で、それによってだれかが特定される情報をいいます。例えば、氏名と住所などによりその情報がだれに関するものか明確な場合または氏名などの記録がなくともその記録の内容から推察し、ほかの情報と結びつけることによって間接的にだれに関するものか特定できる場合は「個人情報」となります。

### ■具体的な保護対策

- ①個人情報取扱事務の登録
- ②収集の制限
- ③利用および提供の制限
- ④適正管理

### ■閲覧等の請求権

市が管理している自分に関する情報の開示を請求することができます。

### ■訂正の請求権

市が管理している自分に関する情報に事実の記載に誤りがあるときは、訂正の請求をすることができます。

### ■削除の請求権

市が管理している自分に関する情報が収集の制限を超えて収集されたときは、削除の請求をすることができます。

### ■中止の請求権

市が管理している自分に関する情報が利用および提供の制限を超えて目的外利用または外部提供がされているときは、中止の請求をすることができます。

## ☘ 広報

### ■広報坂東

☎ 秘書広聴課

行政情報や市の話題などを掲載する「広報坂東」は毎月第3木曜日、行事案内などを掲載する「広報坂東お知らせ版」は毎月第1・3木曜日に発行し、各地区の区長さん、班長さんを通して各家庭にお届けしているほか、市ホームページにも掲載しています。

そのほか、市役所、公民館、体育館、図書館、郵便局などにも配置していますので、ご利用ください。

また、目の不自由な方のために広報紙の内容をCDに録音し、図書館で貸し出しています。

### ■ホームページ

☎ 企画課

<http://www.city.bando.lg.jp>

市からの最新情報をはじめ、市紹介や施設案内のほか、くらしの情報・教育・福祉などの行政情報をお知らせしています。

### ■フェイスブック

☎ 企画課

<https://www.facebook.com/bando.city>

ホームページと連携して、イベント情報などをお知らせしています。

登録は → <http://www.facebook.com/>

### ■情報メール一斉配信サービス

☎ 企画課

パソコンや携帯電話のメールアドレスを登録していただいたかたに、市からの情報をメールで配信しています。「イベント・行政情報」「子育て情報」「幼・小・中学校情報」「市長コラム」「災害情報等」「選挙情報」の6つの中から欲しい情報を選択できます。

どなたでも無料でサービスを受けることができますので、下記アドレスからご登録ください。

※メール受信に要する通信費用は、利用者の負担となります。

#### ●パソコン用

[http://www.city.bando.lg.jp/mail\\_service/](http://www.city.bando.lg.jp/mail_service/)

#### ●携帯電話用

[http://www.city.bando.lg.jp/mail\\_service/mobile/](http://www.city.bando.lg.jp/mail_service/mobile/)

## ☘ 広聴

☎ 秘書広聴課

### ■市民の声

市政に関する意見、要望、提案などを受け付けています。広報紙に刷り込まれた封筒を切り取って郵送いただくほか、メールでも受け付けています。お寄せいただいたご意見などには回答書を送付しますので、必ず住所・氏名・電話番号を記入してください。

## ☘ 行政区組織

☎ 総務課

市では、市内を155の行政区に分けて、市から発信する必要な文書や情報は、区長さん、班長さんを通してお届けするシステムを採用しています。

行政区は、地域の皆さんが快適な市民生活を送るため、ごみ集積所や地域の清掃、住民同士のふれあいの場づくりなどを自主的に行っている大切な組織です。

新しく坂東市に住まれたかたや未加入のかたは、行政区組織に加入しましょう。加入するときは、お住まいの行政区の区長さんまたは班長さんにお申し出ください。

## ☘ まちづくり

☎ 市民協働課

### ■まちづくり出前講座

市民の皆さんと行政が力を合わせ、市民一人ひとりが生き生きと暮らす、豊かで住みよいまちづくりを推進するために「まちづくり出前講座」を実施しています。

出前講座は、皆さんの要請に応じて市の職員が講師として、それぞれの学習の場に向く制度です。皆さんが知りたいこと、聞きたいことを気軽に学べるよう各種メニューをご用意していますので、サークル、企業の学習会、学校の授業、子ども会、PTA活動などにご利用ください。

### ■坂東市いい夫婦の日

男女が対等なパートナーとして、夫婦のきずなおよび人格を高めてより良い家庭環境を築き、男女共同参画社会の実現を目指すため、「坂東市いい夫婦の日」を11月22日としています。毎年11月の推進月間中にさまざまな記念事業を行っています。

### ■男女共同参画とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うことをいいます。

### ■市民協働のまちづくりとは

市民の皆さんと行政が共に手を取り合い、共通の目標を達成するためのひとつの手段です。市民、市民団体、住民自治組織、企業、事業者などと市役所が、力を合わせ「まちづくり」に取り組むことです。

### ■姉妹都市

#### ●アメリカ合衆国アーカンソー州

パインブラフ市

昭和61年11月9日（旧岩井市）締結

#### ●パプアニューギニア独立国ヘラ州

タリ市

平成26年7月10日締結